第４４回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成３０年３月７日（水曜日）

午前１０時から１２時

場所 ホテルプリムローズ大阪　２階　鳳凰（東）

出席委員（五十音順、敬称略）

　（一財）大阪府身体障害者福祉協会評議員　　　　　　　　　　　嵐谷　安雄

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　　　　　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　　　　　　大竹　浩司

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　　　　　　河﨑　建人

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　　　　　　倉町　公之

（社福）大阪府社会福祉協議会会長 　　　　　　　　　　　小西　禎一

（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長 　　　　　　　　　　　坂本　ヒロ子

京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科教授　　　　　　　　佐々木　勝一

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　　　　　　　　柴原　浩嗣

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授　　　　　　　　　関川　芳孝

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

（特非）大阪難病連副理事長 　　　　　　　　　　　　　　　田澤　英子

　弁護士　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　辻川　圭乃

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　　　　　　壷井　一平

（社福）精神障害者社会復帰促進協会理事長　　　　　　　　　　殿村　壽敏

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　　　　　　原　健一郎

大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　　　　　　福田　啓子

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　　　　　　古田　朋也

* 関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　松上　利男

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　　　　　　宮村　誠一

大阪精神障害者連絡会代表　　　　　　　　　　　　　　　　　山本　深雪

　　大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授　　吉田　文

　　大阪府町村長会副会長（忠岡町長）　　　　　　　　　　　　　和田　吉衛

◎会長

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第４４回大阪府障がい者施策推進協議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして、福祉部長の酒井より一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局

皆様、おはようございます。大阪府の福祉部長をしております酒井です。

先生方におかれましては、ご多忙の中、第４４回大阪府障がい者施策推進協議会へご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

現在大阪府では、命輝く未来社会のデザインをテーマにいたしまして、２０２５年の万国博覧会の誘致を目指しています。本日ＢＩＤ調査団が大阪にお越しになります。命輝くという言葉ですが、障がいのある人もない人も一人一人が人として尊重され、その人らしく生きる、そのことをしっかりと支える社会づくり、その実現につながるのではないかと考えています。言い換えれば、障がいのある方への配慮、あるいは、互いに相手を気づかう、支え合うことのできる街、すべての人にとって暮らしやすい街、やさしい街、地域共生社会につながるものと考えています。また、障がい者の自立と社会参加を支えるユニバーサルデザイン、新たな技術確信も期待が高まってまいります。

皆様におかれましては、本府障がい者施策の推進のみならず、さまざまな場面におきまして、大阪での日本万博の開催に向けてご支援を承りますようにこの場をお借りいたしまして、お礼を申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、本年度策定作業を進めております第４次大阪府障がい者計画の後期計画につきまして、前回いただきましたご意見、あるいは、本年１月２４日から実施をいたしましたパブリックコメントを踏まえました最終の事務局案というものをご報告させていただくとしております。本日の協議を受けまして、新しい計画を３月中に策定し、報告することとしております。本府といたしましては、計画の基本理念、支え合い、共に生きる社会づくりを目指しまして、障がい者や府民、事業所、市町村、さまざまな関係者と協議のもとにより一層社会全体との取り組みを推進してまいりたいと考えております。

先生方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局

酒井部長におかれましては、公務のためここで退席をさせていただきます。ご了承願います。

現在の委員は配布をしております名簿のとおりでございます。本日は委員数３０名のうち、２４名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

次にお手元にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。１枚目が本日の次第、配席図、協議会の委員の名簿がついております。委員の皆様方におかれましては、ファイルで閉じております資料１、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）案ですね。資料２としまして、意思疎通支援部会について案、チラシを配布させていただいております。資料等の不足等ございましたら、事務局までお知らせを願います。よろしいでしょうか。

大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。また、資料の配布とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。この会議におきましては、手話通訳を要されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようゆっくり、且つはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料につきましては、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等ご配慮お願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

本日は、会議次第にございますように、二つテーマがございます。

一つは、第4次大阪府障がい者計画の後期計画についてご審議いただきたいと思います。

二つ目が、平成３０年度から新たな部会を設置する予定になっておりまして、これについてご検討をお願いしたいと思っています。今日が最終の委員会でございましょうか。お手元にございます計画案については、最終案を目指すということで、ご検討をお願いしたいと思っています。前回皆様からいただいた意見に基づきまして、調整をしていただいたものを今日ご用意させていただいています。言ったことと違うとか趣旨が違うとかいうことも多少あるかもしれませんが、ぜひともそういう観点からご意見をいただきたい。今日まとめないと来年度に計画は施行できなくなりますので、その点はご協力お願いしたいと思っています。新たなご意見等もあるかと思いますが、計画に乗せるということが難しい場合には、頂戴いただいたご意見を今後の展開に生かしたい。さらには、次の計画に盛り込めるように庁内で検討していただこうかなと思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。それでもこの案について若干の微調整がいるということがございましたら、審議をさせていただいて、残りは事務局と締めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それではさっそくですが、最初の議題。第４次大阪府障がい者計画（後期計画）についてご検討をお願いしますが、事務局から簡単な説明をしていただきたいと思っています。この案で３月中にもう１度修正をかけ直して公表されるという運びになっております。

それでは、事務局からの説明を求めたいと思います。

○事務局

皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。今年度に入りまして、本日を含め４回にわたり第４次大阪府障がい者計画の改定に向けたご議論をいただいてまいりました。本日、いよいよ最終案ということでお示しをすることとなりました。計画の取りまとめにおきまして、この間委員の皆様には活発なご議論、ご協力をいただきまして感謝を申し上げます。

本日は前回１月１７日にご議論いただきましたことを受けまして、修正点につきましてご説明のほうをさせていただきたいというふうに思っております。前回の推進協議会でいただきましたご意見につきまして、ご発言のありました委員と協議をさせていただきまして、修文のほうをおこなっております。

資料１でございますが、修正部分をマーカーしている資料になっております。点字版、下から置き換えの資料もご用意しておるのですが、ページ番号につきましては補助員のほうが個別にご案内をさせていただきたいと思いますので、私の説明といたしましては、墨字資料のほうでご説明をさせていただくということでご了承のほうよろしくお願いいたします。

それでは、資料１をご覧ください。まず、１ページ目でございます。欄外になっておりますが、用語の解説をさせていただいております。この中では、社会的障壁、合理的配慮についての用語編とさせていただきました。１４ページでございます。来年度の当初から障害者総合支援法の対象となる難病が１疾病増えるということで、厚生労働省のほうで認可をされたということでございますので、３５９と数字を書いております。

続きまして、１５ページでございます。生活場面Ⅰでございますが、こちらにつきましては中ほどのほうでございますが、精神科病院の１年以上入院者を追加すべきということで入れさせていただいている部分です。そのすぐ下になりますが、さまざまな機会を協力して取り組んでいくというようなご意見をいただいたところでございますので、市町村とともに体制整備を進めるということで文言を追加いたしています。

同じく欄外でございますが、親なき後の用語解説の中に、家族の入院でありますとか、介護が必要になったところから親なき後というのは始まっているのだということにつきまして追加をさせていただいております。

続きまして、１７ページ、こちらも欄外でございますが、社会関係障がいという言葉の用語解説を追加させていただきました。

１８ページでございます。消防設備の整備に関する部分の文言の整理をさせていただいたところでございます。

１９ページ欄外でございます。ピアカウンセラーやピアサポーターの用語解説をさせていただいております。

２１ページでございますが、こちらにつきましては、障がい者を含むすべての人が快適に安心して利用できる施設を目指すという資料を追加させていただきました。

３３ページ欄外でございます。生活場面Ⅱのほうに入っておりますが、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターという用語の解説を追加させていただきました。

３７ページでございます。生涯にわたって学び続ける機会の確保が重要ではないかというようなご意見を踏まえまして、生涯学習に関する記述を追加させていただいております。

４７ページをご覧ください。生活場面Ⅲに入っております。こちらにつきましては、求職者の安定した就業、企業の人材確保に向けた取り組みをおこなっておりますＯＳＡＫＡしごとフィールドにつきまして追記をさせていただいております。

４８ページ、こちらも欄外でございますが、トライアル雇用、ジョブコーチ支援についての用語解説を追加させていただいております。

５７ページをお開きください。生活場面の心や体、命を大切にする、の章に入っておりますが、こちらにつきましては精神科の医療機関へつながりやすくしたり、途中でとぎれたりしないための予防策が必要なのではないかというご意見を受けまして、保健所での心の健康相談の充実について追記をさせていただきました。

６６ページをお開きください。生活場面Ⅴに入っております。これにつきましては、障がい当事者の交流でありますとか、仲間づくりの提供だけではなくて、情報発信も必要であるというようなご意見を受けまして、文言を追加させていただいております。

７１ページをお開きください。生活場面のⅥでございます。家族が障がい者の存在を隠すことなく暮らせる暮らしやすい社会づくりというのが必要になってきているのではないかというご意見を頂戴いたしまして、障がい者やその家族が日ごろから周囲の理解や配慮を感じられることで社会とのつながりが広がるようといった文言を追加してございます。

続きまして、８１ページでございます。新たに追加されました第３章第３節の部分でございますが、こちらにつきましては親の高齢化など含めまして、深刻な親なき後の問題を受けまして、課題認識をすべきではないかというご意見を頂戴いたしまして、家族が元気なうちから地域とつながり、自立した暮らしを実現できる社会に向けた取り組みが急務であるという１文を追加させていただきました。

続きまして、第４章のほうに移らさせていただきます。１２８ページをご覧ください。こちらは障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の数値部分のパーツでございますが、前回のご説明から追加された部分ということでご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、第１期の障がい児福祉計画を策定するにあたりまして、国の基本指針におきまして、子育て支援事業の利用量につきましても、障がい児福祉計画の中に見込み量を記載するということとされております。現在、子ども室におきまして、放課後児童健全育成事業を始めといたします子ども施策の見込み量等を市町村と積み上げていくところでございまして、本日時点ではまだ数値が固まっておりませんので、枠だけの提示になっておりますが最終形ではこれらの数値の見込みを盛り込むような形で公表させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、１３０ページでございます。第５章ということで、本日初めてお示しをさせていただいておりますが、大阪府における障がい者の状況ということで、データ集ということになっております。

１３０ページには、手帳の所持者数でありますとか、自立支援医療、精神通院の利用者数などにつきまして、平成２８年度末実績を掲載してございます。

１３１ページには、本計画の計画期間でございます平成２４年度から平成２８年度までの経営変化のデータということでお示しをしております。

１３３ページでございますが、こちらは今後の将来推計を記載したものをお示しさせていただきました。各手帳所持者、精神通院の利用者の数をそれぞれ過去のトレンドで推計したものが点線でお示ししておりまして、平成２２年度以降、人口減少というものが始まっておりますので、その部分を加味して推計したものを実線のほうで示しておりますグラフでございます。人口減少分を補正しても将来的には増加傾向にあるというような推計をお示ししているところでございます。

１３４ページ以降は、関連しておりますデータの実績のほうを掲載させていただいております。

また、１４１ページ以降は、昨年５月の推進協議会でもご報告をさせていただいております昨年実施いたしました生活ニーズ実態調査の結果につきまして、資料として掲載をさせていただいております。本日の資料には付けておりませんが、本文とは別で各生活場面ごとにさまざまな取り組みなどをコラムというような形でご紹介したいというふうに考えておりまして、完成形にはコラムも含めた形で公表させていただくことになります。

最後にパブリックコメントの報告をさせていただきたいと思います。前回の推進協議会実施後１月２４日から２月２２日までパブリックコメントのほうを実施させていただきました。６名の方から１２件ご意見をいただきました。うち２件は非公表ということでございます。寄せられた主な意見といたしましては、タバコ被害に関することでありますとか、ヘルプマークの普及促進に関することというようなご意見をいただいたところでございますが、計画本文の修文を要するようなご意見ではなかったということでございます。

個別のご意見に対する大阪府の考え方につきましては、続けてホームページ上で公表させていただく予定になっております。

第４次大阪府障がい者計画（後期計画）最終案につきましてご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

第３章第２節の地域を育む、のところは前回の会議で意見を出させていただいて、２日間くらいで急いで書いていただきましてありがとうございます。おかげさまで以前のまるごとよりもいい文章になったのではないかというふうに思っております。ありがとうございます。

今日はあまり修正の意見ではないですが、今後の課題としていくつか述べさせていただきます。２４ページ、２５ページあたりのところなのですが、まだまだグループホームを借りようと思えば地域住民の反対運動とかが頻発しておりまして、障がい者はこの地域へ来るなというような差別が根強く、あるいは強まってきているような感じすらいたします。地域側からのコンフリクトというような文言はあまり入っていないのでしょうか。ちょっとそのへんは書けないとしても、念頭においてこれからの取り組みをお願いしたいと思っています。

URでのグループホーム整備促進というのも２ヶ所くらい削減されたのですが、URのほうは、消防のスプリンクラーの関係もありまして、重度障がい者のグループホームはお断りするというふうに入居を拒否するような動きに全国的になっているというふうにおよんでいます。既存の物件は追い出されなくてすんでいるのですが、回収をめぐって難航していたりするような事例があったりしますので、URに対してどこか管轄の部署があるのでしたらそことも連携して働きかけをお願いしたいなというふうに思っています。

介護についてはなかなか書きにくいのかなということで、２８ページの下のところに養成研修のことだけが挙げられているのですが、管轄の資料でもガイドヘルプ、大阪は全国１の利用になっているということなのですが、それだけ障がい者の実生活が進んできたというような背景もありまして、伸びていますが、各市町村でも地域生活支援事業の枠ですので、そのほとんどをガイドヘルプの部分が財政的な負担を占めているということで、さらに利用者が増える中で、内容的な制限を強めようとする動きもあったりします。

映画を見ている時間は中抜けですとか、この行先はダメですとかというようないろいろな制限が残っていたり、強められるような傾向があったりもしますので、ぜひとも大阪の良さとしてガイドヘルプを重視してきた歴史から市町村に対しても財政から毎年かなり言われるみたいなので、いや、大事なものなのだということで、大阪府からも後押ししてもらえるような文章で出していただいて、各障がい福祉課が政府とも話をしていけるような後押しをしていただけたらと思います。

それから、重度訪問介護です。まだまだ地域差があったりします。これから重度訪問介護は入院中の利用ができることにはなるのですが、重度訪問介護の事業所さんが地域になければ、利用できていなければ、入院中の介護はその地域だけ使えないというような格差が生じますので、そのへんも対象者であるならば認める等の働きかけを国にもしていただいて、大阪府でも柔軟に認めていただきたいなというふうに思っています。

ちょっとどこのページか探せていませんが、防災の課題ですね。大和川が決壊する、みんな逃げてくれというメールが届いております。決壊した場合、いつも逃げている体育館は溺れてしまうというようなことで、どこに逃げたらいいのかということで毎年させられているわけでして、今までの災害の想定では、地震ですとか津波ですとかそういうふうなことで避難場所を確保してきたと思うのですが、大雨、河川決壊とかに対応した避難場所というのを想定できていないということが明らかになっていますので、障がい者のセンターをそういうときには開所するとか、スポーツセンターとか、緊急で入ったりするとかいうような対策を、そういうことも含めて障がい者は河川氾濫のときにスムーズに安全に避難できる場所をもう１回見定めていくようなことが急務であるかと思いますので、今日来てるかどうかわかりませんが、防災の担当と推進協メンバーでこれからどう考えていくのかというのを今年くらいに議論していただけたらというふうに思っています。以上です。

○牧里会長

他にいかがでしょうか。

○委員

前回たくさんの要望を出しまして、事務局から丁寧に説明していただきました。

私が出した要望というのは、全部基本的な問題とか今後の重点課題に関する部分とかありましたが、これはすぐにはできない。来期につなげて、そういうようなこともありましたし、地域の理解を深めると言いますか、そういうようなことがらをずいぶん強調してあります。それについては８１ページの第３節で詳しく挙げられているということです。ずいぶん分かりやすくなるかなと思うのです。

問題意識としてありましたのは、８１ページの二つ目の○にいたっては、最近いろいろな事故、事件が起こったりしているじゃないですか。こういうことを非常に懸念しておりましたが、そういったところについては８３・８４ページですね。８３ページの（４）障がい理解の促進と合理的配慮の追及、支え合う力の強化と対策、こういうことで府民が地域で支えられると。そういったことが重要かなというようなことを強調して言っていますが、この節全体がまとまって今後の抱負を出していただけたらということですね。

私も今回いろいろな発言をしましたが、そういう面では事務局も工夫してやってきましたし、ありがとうございました。

あとは小さい点で二つほどちょっと気がついたところがございます。６１ページの上から３つ目の○です。ここでは、精神科病院入院患者の療養環境の向上、こういう検討協議会があるのですが、そこの中で、４・５行上で精神科医療機関療養環境検討協議会を設置し何らかの協議を図ります。設置し、と書いているから設置するのかなと思うけど、これはずいぶん前からありまして、成果もあげているわけです。ですから、設置し、と言ったら本部が設置するみたいに聞こえますので、適切に表現を変えていただいたらどうかなと思います。

６４ページの二つ目、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の実施、こういうふうに書いてあるのですが、右側の欄を見ますと、目標値の中に精神障がい者相談員の研修が入っていないのですよね。これはやっていただきたい。各市町村で精神障がい者の相談員に指定してかなりの人がやっておりますので、私の要望としては今の時点だけです。

１枚物でリーフレット、これもちょっと話していいでしょうか。１人で悩んでいませんかというのをお配りいたしました。この中に書いていますように、家族向けの電話相談がありますよというようなことを書いてあるわけですね。毎週月曜日から金曜日の１０時から１５時まで大体二組あたりくらい電話相談を受けています。年間９００件くらい相談があります。これは専門家の相談ではなくて、家族の立場から悩みについて相談しましょうというようなことです。いろいろな話を聞いているということです。割といいかなと思っているのですが、なかなか打ち明けれない、いろいろな事件が起こってみるとこういうものをもっと活用していただいたら少しは悩みが解消したのかな、そういう感じもいたしますので、配らせていただきました。

今後もできるだけこういうふうなものを通じて皆さんにこういう事業をやっているということを理解していただきたいなと思ってお配りさせていただきました。以上です。

○牧里会長

他にどうでしょうか。どうぞ。

○委員

いい計画をまとめていただきましてありがとうございます。今までは障がい者だけだったのですが、障がい児に対しての福祉計画のほうを策定していただいたことは我々関係者にとっては心強く思っております。

医療的ケアの必要な障がい児に対するポイントというのが厚生労働省からおろされてきたわけなのですが、ここ数年大阪府の関係部署の方にご尽力いただいて、厚生労働省のほうにメモをいただいて、それが正式におりてきたということで、大阪府の障がい児の福祉行政に関わっている方には心から感謝を申し上げます。

ちょっと一つだけ教えていただきたいのですが、１２０ページの障がい児支援の資料の見込み量なのですが、南河内のほうの旧の重心の通園施設の部分の見込み量というのは、福祉型のほうに含まれているというご理解でよろしいでしょうかということで、医療型のほうが全部０になっているので、ちょっとそこだけ教えていただけたらなというふうに思います。どうもありがとうございました。

○委員

今後に向けての要望ということで、１７ページの入所施設の機能の在り方で、センターで今強度行動障がい、社会関係障がいの人たちに対する対応をしていただいています。強度行動障がいの人については、お聞きしたところでは３分の１くらいの方が行動的な課題が改善されて、地域移行が可能だというふうに聞いているのです。なかなか地域移行ができない、受け入れが進まないという現状がありまして、そういうことでしたら、機能が強化できないのですね。地域移行が進んで、つながって、センターで受け入れができると循環ができていないという課題がありまして、この課題解決は、ハードソフト面の問題がありまして、従来ですとグループホームでの受け入れについては、合理的配慮をする必要があるので、住環境も関係調整が必要なので、ということは、新たにグループホームを建設しないと民間の賃貸物件に対応できないということがありまして、整備にかかわる負担の問題点とか、市街化調整区域なんかは規制が厳しくて活用できないのです。そういうふうな課題もあるので、そのへんの不安の解決と、支援者の支援力を向上させる必要があるので、ソフト面では、支援力の向上に向けた取り組みが必要で、千葉県は、そのノウハウを福祉センターでの虐待事案を受けて、それぞれの福祉圏域で強度行動障がいの人たちに対する支援ができるスーパーバイザーの養成ということに絞って、少人数で計画的な育成のプログラムで実施されていると。そういうようなことも合わせて実施していただきたいなと。そのことをもって、もっと地域移行が進むわけですので、私どもは大阪府砂川厚生福祉センター、大阪府とも連携して地域移行推進に向けた取り組みを進めていきたいというふうに存じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○牧里会長

他にいかがでしょうか。

○委員

全体的に今回示していただいている後期計画の案につきましては、さまざまな委員の皆様方からのご意見も反映されていますし、これでいいのかなというふうに思いますが、１点だけ新たにこだわっているところで１５ページでございます。

現状の評価と課題というところで、大阪府全体の障がい者の皆さん方の状況ということで読んでみますが、精神科病院についても１年以上の入院患者が全体の約６割である１万人以上存在している状況となっています。ということは、客観的なデータとして加えていただくときには問題は無いのですが、問題意識として共有したいと思って発言させていただいたのですが、１年以上の長期の入院患者さんがどういうような状態であるかというところをしっかり分析をして、それに対する施策を受けるということが必要なのだろうというように思います。

もう少し言い換えますと、１万人近くの方たち全員が何らかの福祉的な施策をちゃんと受ける。皆さんが地域移行できるとか、そういう勘違いをなされないような表現が必要でないかなというふうに思います。あくまで精神科病院は医療機関です。ですので、精神症状を含め、身体的な問題も含め医療が必要な人たちがこの１万人の中にたくさんいらっしゃいます。そういう方たちには、継続して医療が必要であります。この１万人の方たちがどういう状況であるのか、これについて大阪府は、精神科病院の在院患者調査というのを毎年おこなっております。直近のデータでは、１年以上の長期入院患者さんは９４６５人いらっしゃいます。この方たちの状態像がどうなのかという分析までもやっておられまして、このうち寛解もしくは病院内であれば寛解の状態であるという方たちが６２９名なのですよ。約１万人の方たちの中で６２９名の方たちは、何らかの社会的な受け皿、もしくは、福祉サービスを充実させていけば地域移行がかなり実現していく人たちである。残りの方たちは、重度から軽度までいろいろな分布はございますが、最も多いのは、中等度の方が約４１％いらっしゃいます。重度の方は１万人の中で約３０％いらっしゃいます。そういう状況がございますので、文章だけさらっと読んでしまいますと、１万人近くの人が必要でもないのに精神科病院で入院をしている。そういう印象だけはもたれないような表現であればありがたいなというふうに思います。以上です。

○牧里会長

どうぞ。

○委員

数値目標のところでちょっと確認なのですが、一つは、教育関係のところで、資料にもありますように、知的障がい児の推計というのがされてて、ものすごい数の増加が予想されているということに対して、４２ページでは、府内４地域で支援校各１校を設置するため教育環境の充実を図りますというふうになっているのですが、最近大阪府教育庁のほうから出された方向性の中では、４校というふうな表現でないようなものも出てきているかと思うのですが、実際４校で、通常特別支援学校定員というのは、大体２００名前後という基準になっておられて、今大阪ではものすごい横行しているという状況もあって、その改善も含めてというふうなことで計画を立てておられると思うのですが、これは新校４校というふうなことで数値目標を書かれて、協議の中で合致はしているのかというのが１点です。

もう１点は、工賃計画の目標のところで、１万４０００円いくらというふうな数字目標でいただいているかと思うのですが、ご承知のように、４月から就労継続支援Ｂ型の報酬改定がある中で、トップ４万５０００円平均工賃から５０００円未満の平均工賃まで・・というふうな状況で、１万４０００円台というのは下から３番目くらいの工賃目標になっているかというふうに思うのですが、全国平均とか今の推計で見て、今の国の動向としてはもっと上だろうというふうなことを思うのですが、そういう状況の中でもこの数値目標でいいのかということで、状況を踏まえての話でちょっと確認したいというのが１点。

もう１点は、第３節の枠組みというのは、今後大阪府が進めていく地域福祉計画との関係でどのように入れ込んでいくのかをしっかりしないと、地域の中で障がい者の理解が深まらない部分があるので、しっかりと地域福祉計画の中にもこの趣旨がちゃんと盛り込まれるようにご議論いただきたいなというのと。

もう一つは、虐待防止や親なき後の問題で地域生活支援拠点の問題についても、緊急対策ということでとりあえずスタートしていくよと。そこを計画の中に盛り込んでいただいているのですが、地域生活支援拠点というのは、緊急時の対応のみでして、そこでいったん対応できたとしても、移行先に必ず入れるわけではないので、この事業を通じていったいどこに問題があるのかということを明らかにして、その受け皿を次の計画の中に盛り込んでいくということを考えないと、先ほどちょっと強度行動障がいの話なども入りましたが、加害の行為が非常に強く強度行動障がいの親御さんに限界がきてということになると、警察が入って緊急措置入院みたいな実態で結局は入所施設のほうにどうかということで、なかなか受け皿が無いとか、自傷行為が激しい方のグループホームでの受け入れに関わっても、バンバン顔を叩いたりして網膜剥離で失明していると。さらに障がいが悪化しないようにミトンをつけると言ったらミトンは付けたらあかんと。虐待防止法で行政指導になるわけで、そんな場合どうしたらいいのだというふうなことなのですね。具体的な課題のところももうちょっと取組全体の中で精査をして、どこに重点を当てていくのかみたいなことがわかるような目標をもって進めていただきたいと思います。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほども皆さんのご意見を聞かせていただき、また、立派な計画書ができましたことを感謝申し上げます。生活場面人としての尊厳をもって生きるということで、７０ページに広報、啓発ということを書かれている中で、７５ページの具体的な取り組みというところで、発達障がいの理解促進では、世界啓発展のポスターとかそういうのを作るということで、普及させて努めてまいりますということを書いていただき感謝申し上げます。高槻市、堺市、各市町村でも取り組んでくださっていることを伝えてくださるところもあり、大変うれしく思っております。

また、最後のところに書いてあります障がい者や障がいへの正しい理解を深めるというところの小中学校のところで、福祉教育をされていると書かれているところも実際に地域でこういう教育の場面を見せてもらいまして、ふれあい文庫の方がいてお話をされたことで、子どもさんたちが障がいになったら何もできないと思っていたけれども、いろいろなこともできるのだなということを、生の話を聞くと感じることがたくさんもって帰られた、こういった啓発活動というのは、大切だし、小さいときから福祉の教育をしていただくと、共生社会にも一歩でも進んでいくのだなと感じました。これからもこういったことを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員

６１ページの上から３つ目の枠の中に入っております精神科入院患者の療養環境の向上ということで、こころの健康総合センターと医療審査課の仕事の取り組みのところで、ちょっと違和感がありました。具体的に申し上げますと、精神科の措置入院患者の実地審査や医療審査会の充実というところの形容詞というのは、療養環境の向上ではなく、個別の支援策の確立であると思いますので、療養環境の向上は下の段落にかかっている部分ですので、１段落目は、個別の支援策の確立を図るためといった形容詞が妥当なのではないかというふうに思われますが、医療審査課のほういかがでしょうか。

○牧里会長

どうぞ。

○委員　難病が３５９となり、ありがたいなと思っていますのですが、障害者総合支援法で借りれるというのはありがたいなと思ったのですが、よくわからないのです。天王寺公園とかそういうところは借りれないというのを聞きましたので、長居の障がい者施設は借りれて隣の公園は借りれないというようなことを言われましたので、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

少し気になったところがございまして、１９ページの欄外にピアカウンセリング、ピアサポーターの説明がございます。もう１ヶ所同じように５８ページの欄外に、ピアサポートについての説明があるところでございます。それぞれの項目に対する説明でございますので、語彙としてはいいと思います。しかし、ここで言っている意味が少し違うのですよね。本来なら、ピアという言葉は同等という意味合いがございますので、対等に人と寄り添うといったところになると思うのですが、１９ページのほうでは、障がい者自身が障がい者やその家族の相談に応じ、というところまで踏み込んでいるところがあるのです。少し違和感がございます。

１７年前に大阪府が短期で新規事業としてピアヘルパー養成事業というものを行ったのですが、ピアヘルパーというのは、現在のピアサポートという形に変わってきているというそういう経過があるのです。そういった意味では、今厚生労働省が準備をしております精神保健福祉法の改定バージョンのほうに、保健所及び市町村における精神障がい者対策の用語が入っております。その中でも、文言としてピアサポーターを導入するということをはっきり言っているのです。これからピアサポートというのが重要になってくる。障がいのあるご本人にとってピアサポートとしてのご活躍というのは、大変意味がある。というふうに考えているところでございます。

話を戻しますが、欄外で説明している部分の整合性を取っていただけないかなと。１９ページのほうの家族の相談に応じ、という部分をもう少しマイルドな形にしていただければいかがかなというのが私の意見でございます。以上でございます。

○牧里会長

まだあるかもしれませんが、中間まとめというか、たくさん出ましたので。質問もありましたが、感想も含めて皆さんからのご意見いただきました。これらについて事務局のほうでお考えがありましたら、報告お願いできますでしょうか。

○事務局

いろいろご意見ありがとうございました。ご質問のあった部分につきまして、お答えできる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、ご指摘をいただきました協議会が常に設置されているのではないかということ。それから、精神の相談員を追加すべきではないかという点につきましては、担当課と調整をさせていただきまして、文言の修正のほうをさせていただきたいと。

協議会の設置に関しては、「協議会において」というような表現をするなど、表現を変えさせていただきたいと存じますし、精神相談員については、目標の中に入れさせていただくようにしたいなと思っております。

１２０ページの取り組みの見込み量が少ないのではないかというお話をいただいておりますが、児童発達支援の中に旧来の通園施設の分類が含まれているということでご理解いただければというふうに思います。

次にご指摘をいただきました１万人以上の方が１年以上入院されているという文言につきましては、先生がおっしゃっていただいている主旨を踏まえて、もう１回文言修正のほうを考えさせていただければというふうに思います。

医療審査課の事業に関する修飾語の形ですが、こちらにつきましては、持ち帰りまして医療審査課のほうと調整をさせていただきたいというふうに存じます。

１９ページのピアサポーター、ピアカウンセラーの表現が少し違和感があるということでご意見をいただきましたが、こちらにつきましても再度整理のほうをさせていただきたいというふうに存じます。

○事務局

ご質問承りました４９ページのＢ型事業所の平均工賃、目標月額１万４２００円の考え方でございます。平成２８年度の実績で、大阪府内にＢ型事業所は７５８ヶ所ございました。平成２８年度時点での平均工賃額というのが、１万１２０９円でございます。今回平成３２年度の目標値を設定するに当りまして、各事業所ごとに平成３２年度の目標とされる工賃額を大阪府に報告してください、という形をとらせていただきましたところ、その金額が１万４２００円ということでございましたので、大阪府といたしましては、各施設が目標とされる工賃額を達成できるように一緒にご支援させていただく。あるいは、共に取り組んでいくという考え方で目標工賃の月額を設定させていただいたところでございます。

○牧里会長

他にご説明できる方ございますか。公園の借り入れとか。

○事務局

公園の関係につきましては、個別に後ほどお話させていただいてよろしいでしょうか。

○牧里会長

またお伺いいただきたいと思います。他にございますか。

○事務局

４２ページの７段目になりますね。支援学校の増加の対応というところなのですが、このところにつきましては、今現在教育振興基本計画の後期計画を策定中ですので、改めてここについては、そこの表記と合わせてというふうなところで今考えています。

○委員

後期計画の数字と違うのではないのと言っているのです。

○事務局

後期計画はまだ出ていませんので。

○委員

案が出ているでしょう。４校はつくるのですね。

○事務局

４校については、前期の計画ですでにつくっている部分なのです。後期計画が策定されましたら、ここについてきちっとした形でお示ししたいというふうには考えています。

○牧里会長

まだ案の段階ですので、はい。他にどうでしょうか。地域福祉計画にもうちょっと盛り込む必要があるのではないかというふうに思いますが。これについてお答えできる人はいないですか。

○事務局

地域福祉計画の改定、策定は来年度という形になってございますので、来年度地域福祉室を中心に、関係各課が集まってどのような形にしていくかということをやってまいりたいというふうに思っております。本日いただきましたご意見も、私どものほうからもぜひお伝えをさせていただきたいと思っております。

○牧里会長

ご質問に関しては、事務局のほうでお答えいただいたというふうにさせていただきますが、ちょっと聞きたい、まだ答えてもらってないとかというご意見ありませんか。

○委員

計画の取りまとめは、本当にご苦労だったと思います。特にパブリックコメントを控えた間際になって修正していただいて、感謝しております。あらためて計画を見せていただいて、次の計画策定にぜひご検討いただきたい課題を１点だけ指摘させていただこうと思います。

重点施策がございますが、その中で高齢化の問題というものは、看護セクションに任せてしまっていいのでしょうか。高齢化によってリタイアされた後の生活であるとか、介護保険に変わった後の給付の在り方などがこちらの計画、あるいは、障がい福祉計画の中でもきちんと位置付けられているべきなのではないかというふうに思っております。特に共生型サービスの基盤整備、目標などは、こちらの計画の中でもきちんと位置付けて方向性を示していただくことが望まれるところでございますので、ぜひとも次の計画では、担当課と調整いただいて、こちらの計画にも載せていただきたいなと思っております。

○牧里会長

他にご意見ございますか。大体出尽くしましたかね。それでは、最後に出ました意見について、介護保険等のかかわりですね。これからという話なのですけど、これまでの庁内調整と言いましょうか、そういうことはどんな議論になっているのかということがもしあればご紹介いただきたいと思います。

○事務局

高齢障がい者に対する位置付けということでございますが、障がい者計画自体は年齢で区切っているというわけではございませんが、サービスを受けていただく際は介護保険が優先であるというのは総合支援法上定められているというところもありまして、実際のサービスとしては、障がい福祉サービス固有のサービスで必要な方につきましては、障がい福祉サービスを受けていただくというような前提でやっていただいております。サービスの見込み量等につきましては、基本的には国の基本指針でサービスについて見込み量を出すべしと言われているものにつきまして記載をさせていただいているというところでございまして、委員のご意見も踏まえまして、次期どのような形にしていくのかというところは議論をしてまいりたいというふうに存じております。

○牧里会長

十分な議論をまだできていないということなのですが、共生型サービスということをおっしゃったのですが、障がいがあろうが無かろうが、高齢者であろうが子どもであろうが、理想を高くそういう融合的な取り組みがいるのではないかと。介護保険の中でもそう言われているので、介護保険料の中でどう思われているのかとか、需要が制限されないのかという見えない部分ですよね。国が言い出したのでどういうふうに考えているのかと、何も考えてなかったですね。これも市町村が考えられている回答も出る可能性があるので、ちょっとそのあたりを大阪府としてもどう考えるのかという見識をもったほうがいいかなと思いますので、ぜひとも次の計画までには一定の方向性なり考えていただきたいというふうに要望しておきたいと思いますね。

○委員

相模原事件とか寝屋川の監禁死亡事件を受けて、計画の中にそのまま書くというのは難しいのですが、コラムという形で盛り込んでいただければというお話であったのですが、ちょっとコラムについての説明をいただけたらと思います。

○委員

これは意見になりますが、先ほど委員が発言された１万人近く存在している１年以上入院患者さんの内訳について院内寛解の方々が対象というふうな表現をされたのですが、ユーザー団体としては、軽度の方、中等度の方も含めて支援策がちゃんとあれば、退院して地域の暮らしを送っていく、障がいを抱えつつ暮らしていくことができる対象者というふうに認識しておりますので、そこらへんを切り捨てられたくないなというふうに思いました。それも含めて地域での暮らしの支援策をきちんと立てられていくべき対象として存在しているというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○牧里会長

第４次計画については議論の時間としては迫ってきておるのですが、どうしても意見を言っておきたい方を最後にさせていただいていいですか。

○委員

今、委員がおっしゃられたこと、問題意識は共有化しているのかなと思っています。寛解、院内寛解のみを対象にという意味で発言したわけではございません。ただ、先ほども申し上げましたように、１万人を超える人たちが１年以上入院されているという条件だけではさまざまな誤解を生んでいる、ということを指摘したかった。これも重要なところですので。それが軽度、中等度まで幅を広げるのかどうするのか、それは具体的に行政のほうがそこの分析をしっかりなされて、どういうような援助があればそういう方達まで地域移行が可能なのか。ただ、忘れてはならないのは、どうしても医療が必要な方たちとして軽度の方でも中等度の方もいらっしゃいます。そういう方たちに、医療的なサポートをすればどういう理由でそうするのかということも合わせて考えないと不毛な結果を招きかねない、それだけよろしく認識いただけたらと思います。以上です。

○牧里会長

次の議題に移りたいので皆さんいろいろな思いをもっていらっしゃると思いますが、後期計画に対して皆様の思いとかこれからの検討とかそういうことも含めて議事録にちゃんととどめていただいて、今後この計画を推進していく上で貴重な参考意見とさせていただきたいと思います。

いくつかお答えいただいたのですが、文言に書かれたことがどこまで含みをもつのかということで言いだすと詳細に書かなくいけなくなり、永遠に続くわけでありますが、その含みを含めて考えていただきたいと思いますが、最後の精神障がい者の入院、医療については、在宅でということになると。医療は入院と取る場合と通院と取る場合がありますよね。通院の体制がどうなっているのかの実態把握とか、こういうことも合わせないと入院するかしないかだけではなくて、在宅でも通院の医療がちゃんとできるような体制ができているのかどうかとか、できておればそれも含めて在宅医療という受け皿ができているわけで、ちょっとそのあたりも詰めて言うと、検討しなければいけない課題は結構あるのではないかと思います。そういうことも含めて、今後継続して検討していただきたいなと思います。

もう一つ私なりに気になったのは、地域福祉計画もかれこれ１５、６年になるのですかね。次のステップをかかえなきゃいけない。中には今回も社会保障で改正がございましたように、もうちょっと義務的に策定することを強めていこうという動きが中にはあります。そういう意味では、縦割りで割ってきた福祉施設のほうですね。横割りにしなければいけない。それの調整審査が地域福祉計画だろうなと。このあたりは、大阪府の支援計画が積極的に踏み込んで、どういうふうに統合化したり、総合化したりできるのかということはやらないと、市町村ではなかなか進まないこともありますので、この点も障がい者計画から介護保険事業計画や地域福祉計画にどういうふうに交渉するのかということもこれからの課題かなと思います。

それでは時間もございませんので、平成３０年度からの新しい部会の設置についてをお願いしたいと思います。これも事務局からご説明をいただいた後に皆さんからご意見、ご質問をいただこうと思います。

○事務局

私から議題２、新たな部会の設置に関して資料２でご説明させていただきます。新たな部会といたしまして、意思疎通支援部会を設置しようというものでございます。本審議会におけます手話言語条例等にかかる検討強化にかかる議論や、国における障害者総合支援法の改正に向けての議論などの動向を踏まえまして、今後大阪府の実施する特に専門性の高い意思疎通支援である盲ろう者通訳介助、手話通訳、要約筆記などを担う方々の養成、派遣などのあり方について審議をしていただこうというものでございます。

部会のメンバーといたしましては、本会議委員及び手話言語条例評価部会の部会長をお勤めいただいております河崎佳子、神戸大学大学院教授にお願いしたいと考えております。その他意思疎通支援にかかる専門領域の検討を行っていただくため、大阪府視覚障害者福祉協会副会長の宮林様、四天王寺大学名誉教授の愼様、大阪手をつなぐ育成会常務理事の小尾様、大阪聴力障害者協会事務局長の長宗様にお願いしたいと思っております。

このような検討の方向性でございますが、盲ろう者介助に関しては、今後実施すべき養成研修の方法の見直しに対しての強化、現場実習などの計画の状況について、手話通訳については、手話通訳者の派遣及び養成の在り方、筆記及び現在国などで検討が進んでいる新たな意思疎通支援に関しての派遣、養成の在り方のほか、具体的な議論が進んでおります失語症者の方々への支援の在り方などについての議論を検討の方向性として考えております。

スケジュールを含めまして検討の体制でございますが、平成３０年６月に第１回の部会を開催いたしまして、進め方の確認をおこなった上でそれぞれ検討領域に関してワーキンググループを設置いたしまして、各々１回か２回程度議論をしていただきます。その後平成３１年２月に改めて部会を開催していただき、来年度における検討結果の取りまとめをおこなっていただきたいというふうに考えています。

資料の２枚目に添付させていただいていますとおり、本協議会の要綱第２条を改正させていただきまして、本部会の設置をさせていただきたいと考えております。ご説明としては以上でございます。

○牧里会長

ただいまの説明についてご質問、ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

○委員

意思決定支援というのは今後非常に重要なテーマですし、その中で自閉症。特に重い知的障がいとか自閉症の人のコミュニケーションの支援というところについて考える機会ですね。代替のコミュニケーションの支援ですね。非常に重要になってきていると思うのです。絵カード交換式コミュニケーションシステムですね。そのへんについてはどうなのかなと。非常に大切な意思疎通の支援だと思うのですが、そのへんについてお聞きしたいと思います。

○牧里会長

他にご質問、ご意見ございますか。ないようでしたらただいまのご意見について事務局で考えているところをお話ください。

○委員

発達障がいには、字が書けなかったり、また、字がきっちり読めない方がいらっしゃって、そういう方々の支援としてタブレットを使って授業を受けさせてもらったり、試験などでもタブレット、それからパソコンを使って試験を受けさせてもらったり、入学する前の受験にも利用されていることもありまして、小さいときから意思の限定ということもなかなかできなかったところらへんで、表出がうまくできないことで問題行動が激しくなる場合もありますので、そういった点では誠に申し訳ないのですけど、知的と発達障がいを一つで考える人もいらっしゃるのですけど、発達障がいの方の専門の先生とか精神科のお医者さんとかそういった方もいらっしゃっていただけると、意思決定のところがスムーズに行くのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

ご質問、ご意見はもういいですね。二つ出ましたから二つとももしお答えできればお答えを頂戴したいと思います。

○事務局

ただいまのご意見についてそれぞれお答えさせていただきます。発達障がいのある方ですとか、自閉症の方々に関しての意思疎通支援については、本協議会においてさまざまなご意見をいただいてきているところでもあり、また、国においても次期総合支援法の改正に向けてどのような支援があるべきなのかということについて検討が進められているところでございます。府といたしましても、こういった検討については意思疎通支援として位置付けまして、ワーキンググループにおいて議論をしていきたいというふうに考えております。改めて意思疎通支援についてどのような議論をすべきかについては、別途室内で考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○牧里会長

よろしいですか、ご質問、ご意見は。

○委員

意思疎通の支援としてコミュニケーション支援というのは重要で、自閉症、発達障がいの人については、ＰＥＣＳ等の代替のコミュニケーション手段の支援というのが重要だと思いますので、主な検討の方向性の中に入らないのかな、そういうことでございます。

○牧里会長

今の段階では難しいということでしょうね。それをどう使って意思疎通を円滑に図れるようにするかということと、それに続いて当事者の意思決定をどう支援するかというのは３段階くらいあるかなと。全部議論したらいいやないかという意見もあるでしょうが、意思疎通のところでどういう支援が可能なのかということに絞って部会を設けたいという趣旨のようですが、いやいや、全般的にもっとやるぞというご意見なのか、どうでしょうね。

○委員

そこは前向きにで別にいいですよ。

○牧里会長

意思決定支援になると認知症を入れないとあかんわね。今度は介護保険の部会とかそれはそれで大事なことなのですけど、そういうふうになったときに障がい者のほうの意思決定支援が認知症の意思決定支援の枠までちゃんと、介護保険にしたらいいやないかみたいなことがあっても困るし、障がい者施策として気をもって臨めるように部会を作って準備をして、細かいところはこの場で方針を固めていただくという段取りではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。課題として定義していただくことは重要なので、事務局も受けとめていただきたいと思っています。

○委員

先ほど会長がおっしゃられたように、意思決定支援というものをどういうふうにサポートしていくのかということについては、大阪府として考えていただきたいなというふうに思います。その際に高齢者の方達、認知症を中心にした方たちと障がい者の方たちというような形で分けて議論をしているというのは、いろいろな意味で無理が生じてくるのではないかなというふうに思ったりもします。これは府全体としてどこの部署がそういうことを推進していくのかということは検討していただいたらいいですが、意思決定支援ということに向けての検討会なり審議会なりに考えていただいて、その中に例えば認知症を中心にした高齢者の方に対する部会を開くなり、障がい者の方に対する部会を開くというような形で議論を充実していただくことが必要じゃないかなと思います。

○牧里会長

新たな課題ということもあるのですが、今日事務局でご説明いただきました意思疎通支援の検討会を開きたいと。そのためには、部会を作らないと具体的に検討ができないということなので、新たな部会を作るということになりますので、事務局からご説明がありましたように、推進協議会の要綱の追加ですが、改定等を合わせて部会設置について認めていただきたいと思います。委員と委員長も私が指名することになっておりますので、その３点についてお認めいただけるかどうかということをお諮りしないと先に進めることができません。その３点を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○会場

異議無し。

○牧里会長

異議無しのお声をいただきました。ご承認いただけたものとして理解し、進めていただきたいと思います。

予定をいたしました議題についてはすでに終わったと思うのですが、そのほかに今日最後の委員会となりますので、委員の申したこととか進め方や運営のことじゃなくても結構ですし、もし意見があれば言っていただきたいと思いますが、よろしいですか。事務局のほうから何かありますか。

○事務局

本日いただきましたご意見につきましては、修正を受けた上で会長にご確認をいただいてさせていただくという形にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

ただいま事務局から説明ありましたように、前半の計画について若干ご意見ありましたので、文言修正ということになるかもしれませんが、ちょっと化粧直しをさせていただいて、早急に府の計画として公表させていただきたいと。細かいところについては、審議願いたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員

確認なのですが、コラムというのが誰が担当されるのかというものの具体的な提案も無くて最終は入ったものが計画ということになると思うのですが、そこの最終確認は、誰でも一任ということでかまわないというか、ちょっとここの関係だけは整理しといていただきたいと思います。

○牧里会長

本文とかは別に考えているのか、事務局で立体的に書かれているのがわかるように。

○事務局

別々で考えさせていただいておったのですが、生活場面ごとに話題でありますとか、大阪府としてお知らせしたいようなトピックスというような形で何点か文章を載せていただきたいなというふうに思っております。原稿もコラムというような形でいろいろなトピックスのほうを載せさせているのですが、そこを全面改定するというような形でさせていただきたいなというふうに思っております。

○委員

最終は座長との間でということで。私も計画全体の中で責任をもっているということなので。

○牧里会長

はい。

○事務局

ありがとうございます。牧里先生に対しても助言をいただきたいというふうに思っております。

○牧里会長

コラムも含めて私と事務局にご一任願いたい。あらためてお願い申し上げます。もし無ければこれで閉会といたしますが、よろしいでしょうか。後は事務局にお任せします。

○事務局

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり審議等もありがとうございます。最後に障がい福祉室長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。皆様には、障がい者計画の改正にあたりまして、長期間にわたるご審議を賜りましてまことにありがとうございます。また、牧里会長には毎回スムーズな議事進行にご尽力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これまで２年近くにわたりまして本協議会ならびに検討部会でご議論いただきました。今年度は、本日を含めまして４回の協議会の開催をいたしました。それぞれの立場から専門的知見に基づいた貴重なご意見、ご提案をいただきましたので、いただいたご意見等を踏まえまして、現計画の時点修正にとどめるのではなく、社会状況の変化などを踏まえたアップダウンの知見を盛り込みつつ、施策の方向性をできるだけ具体的にお示しできたのではないかというふうに考えております。

特にすべての生活場面に共通いたします課題として、新たに地域を育むという観点から命と尊厳を守る地域、誰もが暮らしやすい地域の実現を目指しまして、地域の支援体制と課題解決力、担い手、あるいは支え合う力を強化することによりまして、大阪府全体の底上げを図っていく。そういう点につきましては、皆様のご議論の賜物であるというふうに考えております。あらためて感謝申し上げます。

新しい計画につきましては、今後、修正手続きを経まして、今年度中の策定目標を予定しております。本協議会には、来年度以降、施策の実施状況を報告し、進捗状況や対応策等につきましてご意見をいただくこととしております。

大阪府といたしましては、新しい計画に基づきまして、必要な人に、必要なときに、必要なサービスが届けられますように引き続き障がいのある方々の自立と社会参加を支える施策を着実に進めてまいりたいと思っております。皆様には、ご理解とご協力を承りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

それでは以上をもちまして、第４４回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。

以上